解約合意書

(以下「甲」という)は

(以下「乙」という)との間の

についての業務委託契約の解除(以下

「解約」という)について以下のとおり合意する。

第1条

甲と乙は、 年 月 日付で解約に合意するものとする。

第2条

乙は原契約に於いて別紙に定めた商品のすべてを 年 月 日までに甲に対して納めるものとする。

第3条

甲は乙に対して原契約における業務委託料を 年 月 日までに乙の指定する金融機 関口座に振り込みで支払うものとする。

第4条

甲および乙は本合意書の解約により原契約で定めた業務委託料の支払い遅延による遅延損害義務、秘密保持義務は免除されるものではなく原契約に従うものとする。

第5条

本合意に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

第6条

甲及び乙は本合意に関する紛争解決につき甲の所在地の管轄裁判所とする。

本合意を証するものとして本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲